

来年4月1日施行 働き方改革関連法・第2弾 中小企業も始まります!**社長さん
大変ですよ!!****賃金・各種手当、就業規則の見直し
定年後再雇用者の給与は大丈夫ですか?**

人材確保・生産性向上につながる 同一労働 同一賃金 中小企業の対応策

待遇改善で労働意欲が高まる!

来年4月1日より、中小企業でも非正規社員と正社員との不合理な待遇の格差を禁じる「同一労働同一賃金」が施行されます。職務の内容が同じなら雇用形態に関わらず、基本給、賞与、各種手当等の項目ごとに、待遇差の是正や説明が求められます。

企業の人件費増にもつながり、労使協議や就業規則の改定など課題が多いため早急に取り組む必要があります。

そこで本講座では、同一労働同一賃金の企業の取組むべき諸問題から人材確保や生産性向上につながる賃金制度のねらいについて解説します。



職務内容が同じなら賃金も同じ
全業種が対象です!!

**講師**

〔特定社会保険労務士〕
社会保険労務士法人ソリューション

特定社員 **小野 純**

1967年生まれ。中央大学卒業。大手製造会社に勤務後、研修会社の講師を経て社労士資格を取得。大手社労士事務所でのインターン後、2003年社会保険労務士小野事務所設立、2017年法人化。現在、顧問先の労務管理の業務と共に、各種商工団体や企業主催のセミナー講師として活躍中。明快な解説には定評があり多方面から高い評価を得ている。

【著書】「医療介護をめぐる労務相談(共著)」「中小規模事業者のためのマイナンバー対応」「社会保険マニュアル Q&A」他

■小野純の他のテーマ

《働き方改革関連法 第一弾》
「有給休暇取得と残業時間超過に関する対応策」
「採用で失敗しないための対応策」
「中小企業の就業規則の作り方」など多数

◆ご質問・ご相談・お見積など、お気軽にお問合せください。

◆他にも、ジャンルごとに▼ご紹介しております。

有限会社アドニス

検索

講座内容

- ◆同一労働 同一賃金の背景
- ◆同一労働 同一賃金の法改正とは
 - ・パートだけではない定年再雇用者も対象に!
 - ・会社(事業主)には説明義務が課せられる!
 - ・ガイドラインの概要と隠れた問題点
 - ・多くの会社が抱えているNGな現実とは
- ◆そこが知りたい!企業の対応策
 - ・賃金・諸手当から見直す理由とは?
 - ・検証作業はこうしましょう!
 - ・慌てないための説明書式例!
 - ・対策のカギは〇〇制度と〇〇制度
 - ・コロナ収束後は優良人材確保のチャンス!
 - ・付録)働き方改革は実は稼ぎ方改革だ!

* 120分 * 交通費は「東京駅」から

研修・セミナー・実技指導 **Adonis**

有限会社 **アドニス**

〒331-0801 さいたま市北区今羽町 410-1-405
TEL.048-666-7745 FAX.048-666-7786
E-mail 7745@s-adonis.com